

東社協福祉施設経営相談室だより

No.122(全3枚)

平成29年4月12日

社会福祉法人制度改革に伴う平成29年3月29日発出の通知について

平成29年3月29日に厚生労働省から、下記の通知が発出されています。

- 「租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の17第6項第1号の要件を満たす社会福祉法人の定款の例について」
- 「社会福祉法人制度改革に伴う消費税の申告に関するQ&Aについて」
- 「社会福祉法人制度改革に伴う租税特別措置法第40条の適用に関するQ&Aについて」
- 「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」
- 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正（局長通知）
- 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正について（課長通知）

上記通知については、東京都からも、4月5日付事務連絡及び29福保指指第34号により、東京都所管の社会福祉法人理事長宛にメールで通知されています。

東京都からの事務連絡では「特に租税特別措置法第40条の適応に関する事項は各法人の判断であり、一律に定款変更をしなければならないものではないこと」とされており、各法人におかれましては、租税特別措置法第40条の適用の必要性について、今一度ご確認ください、必要な場合には、定款変更の手続きを行うこととなります（なお、定款変更を行うには、評議員会の決議が必要となります）。

また、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正（局長通知）において、「4 前期末支払資金残高の取扱いについて」の中で「(3) 公益事業への充当は、当該施設の前期末支払資金残高の10%を限度とする」が削除されています。

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」では、平成12年2月17日付社援施7号通知が廃止され、今回新たに通知され、会計監査を受ける法人と会計監査を受けない法人とでは、随意契約によることができる契約金額の上限額が異なることが示されています。

今回、発出された通知は、定款の変更や経理規程の改定にもかかわることですので、各法人として、内容を十分に踏まえて、今後の対応のご検討をお願いいたします。

これらの通知は厚生労働省のHP（下記のアドレス）に公表されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>

監査報告書の様式が変わります。

改正後社会福祉法施行規則第2条の27及び第2条の40第2項、第2条の36により、平成28年度決算から、会計監査人を設置しない社会福祉法人は、計算関係書類・財産目録及び事業報告等の監査報告を一本化した場合、監査報告書の様式が、3月2日開催、社会・援護局関係主管課長会議資料の中に例示として示されておりますので、ご注意ください。

監査報告書

平成29年〇月〇日

社会福祉法人〇〇福祉会
理事長 〇〇 〇〇 殿

監事 〇〇 〇〇 印
監事 〇〇 〇〇 印

私たち監事は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

平成29年度 経営相談の体制

平成28年度の経営相談は一般相談が約1,200件、専門相談が約100件、総数で1,300を超える相談をいただきました。社会福祉法人制度改革への対応が求められる中、例年に比して会計・経理に関するご相談が減少し、制度改革に関連するご相談が多かったことが特徴となっています。

平成29年度の相談体制は以下の通りとなっております。

今後とも、皆様方にお役に立つよう経営相談事業を実施して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- <専門相談> 法律相談 小嶋 正 (弁護士)
会計相談 宮内 忍 (公認会計士)
労務相談 綱川 晃弘 (社会保険労務士)
税務相談 宮内真木子 (税理士) 【新設】
- <一般相談> 専任相談員 中島滋夫 (週3日) 佐伯克子 (週2日)
兼任相談員 細谷精一



本経営相談室だよりはFAXで送信しておりますが、見えにくい部分がある場合は、お手数をかけますが、東京都社会福祉協議会のHPから、経営支援室だよりがダウンロードできます。

東社協HP (<http://www.tcsw.tvac.or.jp/>) のトップ画面の「組織・事業から探す」の中にある「経営相談室」をクリックしてください。経営相談室だよりをPDFファイルで掲載しております。

東京都社会福祉協議会 経営相談室

社会福祉法人・福祉施設の経営・運営に関する相談を受けています。日常の施設運営にかかる相談の他、弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士がそれぞれの専門分野の相談に応じます。

月曜～金曜（祝祭日、年末年始休）9時～17時45分 TEL03-3268-7170

* 本相談室へのご相談は、東社協HPにある指定の相談票にご記入のうえ、k_soudan@tcsw.tvac.or.jp へお送りください。